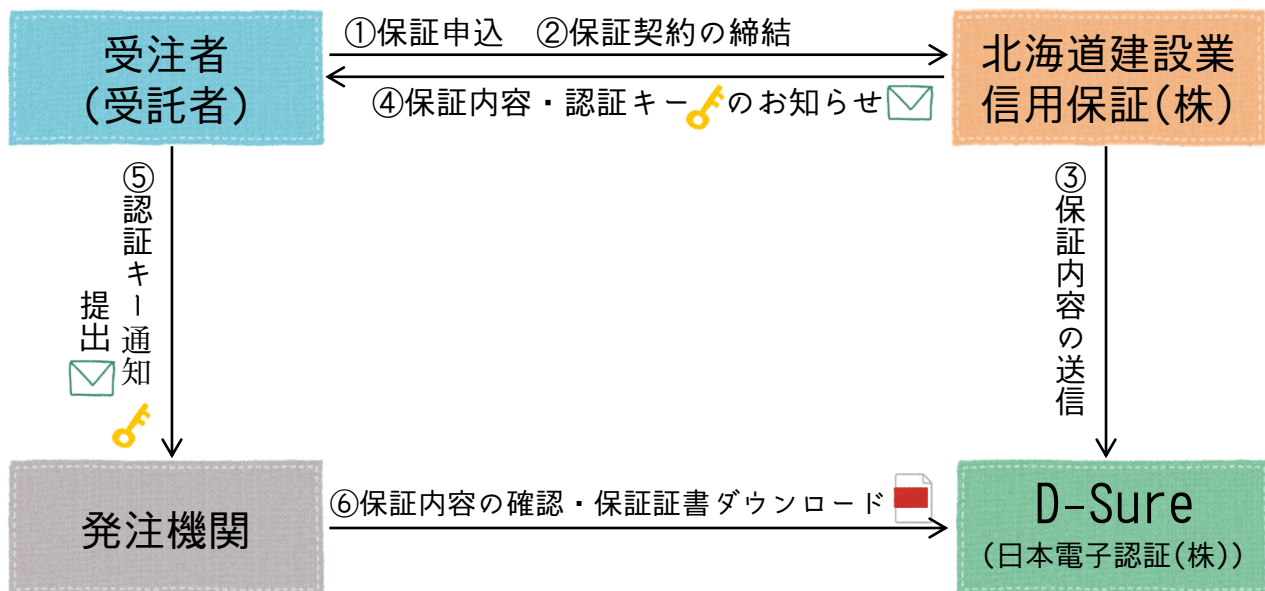


令和4年10月1日以降に入札公告等されたものから

電子保証証書を活用すると、 メールで前払金請求手続きができます

保証会社が発行する「認証キー」等をご提出いただくことで、インターネット上に保管されている電子証書を、発注者が確認できるようになりました。

・電子保証証書を活用した前払金請求の流れ



・請求書は押印不要です

※本件責任者及び担当者の「氏名」、「連絡先」の記入が必要となります。

・提出方法や提出先は、[北海道のホームページ](#)をご覧ください

北海道 事業調整課 前払金

